二　当該市町村の区域内の前年度の六月三十日現在の準用河川の延長（表示単位はメートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に五円を乗じて得た額

三　国の補助金を受けて施行する準用河川改修事業に要する経費のうち当該市町村が負担すべき額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）に〇・〇六二を乗じて得た額

六　市町村の消防の広域化準備に要する経費があること。

七　市町村の消防の広域化に要する経費があること。

市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和六年四月一日までに行われたものに限る。）のために広域化対象市町村が行う事業に要する経費として総務大臣が調査した額から国の補助金、地方債その他の特定財源並びに第三条第一項第三号イの表第三十八号、第五十三号及び第五十四号の規定により当該年度の十二月分の特別交付税の算定の基礎とした額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和六年四月一日までに行われたものに限る。）のために広域化対象市町村が行う事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八　小学校又は中学校のプレハブ校舎の建設等に要する経費があること。

児童生徒の増加又は災害による校舎の損壊のため、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において、小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の建設等を行つた市町村について、次の算式によつて算定した額に、指定都市（特別区を含む。）にあつては〇・五を、その他の市町村にあつては〇・七を乗じて得た額とする。

算式

A×62,000円＋B×128,000円＋C×20,000円

算式の符号

A　当該市町村が建設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の建設面積

B　当該市町村が移設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の移設面積

C　当該市町村が借用した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の借用面積

位はメートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に五円を乗じて得た額

三　国の補助金を受けて施行する準用河川改修事業に要する経費のうち当該市町村が負担すべき額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）に〇・〇九七を乗じて得た額

六　市町村の消防の広域化準備に要する経費があること。

七　市町村の消防の広域化に要する経費があること。

市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和六年四月一日までに行われたものに限る。）のために広域化対象市町村が行う事業に要する経費として総務大臣が調査した額から国の補助金、地方債その他の特定財源並びに第三条第一項第三号イの表第三十九号、第五十四号及び第五十五号の規定により当該年度の十二月分の特別交付税の算定の基礎とした額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和六年四月一日までに行われたものに限る。）のために広域化対象市町村が行う事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八　小学校又は中学校のプレハブ校舎の建設等に要する経費があること。

児童生徒の増加又は災害による校舎の損壊のため、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において、小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の建設等を行つた市町村について、次の算式によつて算定した額に、指定都市（特別区を含む。）にあつては〇・五を、その他の市町村にあつては〇・七を乗じて得た額とする。

算式

A×97,000円＋B×128,000円＋C×22,000円

算式の符号

A　当該市町村が建設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の建設面積

B　当該市町村が移設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の移設面積

C　当該市町村が借用した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の借用面積